

委提第2号

「国に対して医学部の新設を認めること」を求める意見書

会議規則第14条第2項の規定により、「国に対して医学部の新設を認めること」を求める意見書を次のとおり提出する。

平成25年6月19日 提出

提出者 保健福祉常任委員会委員長 金子 真理子

北本市議会議長 福島 忠 夫 様

「国に対して医学部の新設を認めること」を求める意見書

埼玉県は人口10万人当たりの病院や診療所に従事する医師数が142.6人(2010年12月)と全国最下位の県です。また一般病床の人口対比も全国で最も少なく、救急体制が脆弱であるため、第一線でこれを受け入れてくれる医師の勤務環境は過酷をきわめています。一方で、埼玉県は高齢化のスピードが最も速く、高齢者人口は全国で6番目に多くなっています。現在の医師不足を改善しなければ、県民の救命救急環境は深刻なものとなります。

埼玉県は国公立大学医学部がないという全国的にも希少な県であり、その医師養成は他県に依存していると言わざるを得ない状況です。全国各大学の医学部定員が増員されても、埼玉県内の地域医療に貢献する医師を充足させることは困難な状況です。

こうした状況から一昨年9月には、埼玉県議会議員が、名を連ねる「県立大学医学部設置推進埼玉県議会議員連盟」が発足し、上田清司埼玉県知事に対し要望書を提出しました。埼玉県は今年度新たに定めた「5カ年計画」において「埼玉県立大学医学部設置委員会のための体制の確立と医学部設置に向けた計画の策定」を明記しました。県内の医学部新設は県民の切実な要望であります。

国としてはこうした埼玉県の状況と決意をご高察頂き、埼玉県立大学に医学部の設置を認めることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【提出先】

内閣総理大臣・衆議院議長・参議院議長・文部科学大臣・厚生労働大臣